

訪問看護重要事項説明書

(R7年3月1日現在)

当事業所が提供する訪問看護サービスについての相談・苦情窓口

電話： 011-768-8118 FAX：011-785-8422

管理者： 鈴木 由佳

* 不明な点は、お気軽におたずねください

1. 事業者の概要

| | |
|------|-------------------|
| 事業者名 | 株式会社 大蔵商事 |
| 所在地 | 札幌市東区北28条東2丁目2-20 |
| 代表者 | 藤田 昌人 |

2. 事業所の概要

| | |
|----------|---|
| 事業所名 | 訪問看護ステーションあすか |
| 所在地 | 札幌市東区伏5条3丁目4番22号 |
| 事業所番号 | 0160290490 (介護保険) 02.9049.0 (医療保険) |
| サービス提供地域 | 札幌市 |

3. 事業所の職員体制等

| 職種 | 従事する業務 | 人員 |
|--------|---------|--------------------------|
| 管理者 | 業務全般の管理 | 1名 (看護小規模多機能型居宅介護事業所 兼務) |
| 内 訳 | 看護師 | 12名 (常勤 8名・非常勤 4名) |
| | 准看護師 | 1名 (非常勤 1名) |
| 事務員 | | 1名 (非常勤 1名) |

4. 営業時間

| | |
|------|--|
| 営業日 | 月曜日～土曜日 (土曜日午後・日曜・祝日・12/30午後 12/31～1/3は休業) |
| 営業時間 | * 平日：午前9時から午後5時 * 土曜日：午前9時から12時 |

5. 運営の方針

- ・訪問看護師等は利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅生活が継続できるように支援します。
- ・訪問看護師等は利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるようその療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の向上を目指します。
- ・事業の実施に当たっては関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

6. サービスの内容

- ・訪問看護は利用者の居宅において看護師その他省令で定める者が療養上の世話または必要な診療を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。

①病状・精神症状・障害の観察 ②清拭・洗髪等による清潔の保持 ③食事及び排泄等日常生活の世話
④床ずれの予防・処置 ⑤リハビリテーション ⑥ターミナルケア ⑦認知症看護 ⑧療養生活や介護方法の指導 ⑨カテーテル等の管理 ⑩その他医師の指示による医療措置

7. 緊急時等における対応

- ・緊急時及び事故発生にあたっては、緊急対応のうえ利用者の主治医へ連絡し医師の指示に従います。

8. 利用料金

- ・訪問看護利用料金は介護保険、医療保険それぞれ別紙を参照して下さい。月毎で計算された利用料の請求書は、関連住居の場合は大蔵商事の他サービス利用料とともに郵送となります。尚、(株)大蔵商事の他サービス利用料金とともに指定の金融機関口座より引き落としとなります。その他の場合は、訪問看護師が手渡ししかご希望の際は郵送します。口座引き落としをお願いしていますが、事情がある際は直接集金も検討します。

9. 苦情対応

- ・相談、苦情窓口を設置し迅速かつ適切に対応します。なお、市町村、区役所の苦情窓口に苦情を伝えることができます。
- ・苦情対応窓口 訪問看護ステーションあすか 管理者 鈴木 由佳

10. 損害賠償

- ・当事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。但し、利用者や利用者の家族に重大な過失がある場合はその限りではありません。

11. 秘密の保持

- ・業務上知り得た利用者や家族に関する情報は秘密を保持します。なお、従業員が退職後も在職中に知り得た秘密を漏らすことがないよう対応します。

12. 身体拘束・虐待の禁止

- ・当事業所は、原則として身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。ただし、利用者又は他の利用者の生命、身体を保護するための緊急やむを得ない場合はこの限りではない。行動を制限する場合は、利用者、利用者の家族等に十分な説明を行い、同意を得ると共に、その様態及び期間、その際の利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由、期間について記録する。
 - ・当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - ①虐待を防止するための看護職員等に対する研修の実施
 - ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③その他虐待防止のために必要な措置
- 当事業所は、指定訪問看護提供中に、看護職員等又は介護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。
- ・虐待防止に関する措置を適切に実施する担当者：虐待防止・安全管理委員とする。把握した内容は、当事業所管理者から株式会社大蔵商事代表取締役へ報告する。

13. ハラスメントの防止・対応

- ・当事業所は、適切なサービスを提供する観点から、職場における各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講じる。
- ・当事業所は、職員が利用者、利用者の家族等からハラスメントを受け、相当と認められた場合や利用者、利用者家族等が当事業所の指示に従わない場合は、サービスの提供を制限する事ができる。

14. 業務継続計画の策定等

- ・当事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定訪問看護【指定介護予防訪問看護】の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- ・当事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- ・当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

15. 職員の研修、教育等

- ・当事業所は、看護師等の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ①採用後の研修を実施
 - ②ステーション内での継続教育及び事例研修の実施
 - ③その他、外部・内部研修の実施

16. 連携

- ・当事業所は、訪問看護の提供にあたり、主治医および介護支援相談員、その他保健・医療福祉サービスを提供する者との連携を密に行う事とする。
- ・当事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して、指定訪問看護【指定介護予防訪問看護】を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問看護【指定介護予防訪問看護】の提供を行うよう努めるものとする。

17. 規定外条項等

- ・この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社大蔵商事とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本書類の内容を証するため、本通を2通作成し、契約者、当事業所が記名捺印のうえ各1通を保有するものとします。

訪問看護の提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

| | | | | |
|-----|---|------|-------------------|---|
| 令和 | 年 | 月 | 日 | |
| | | 住所 | 札幌市東区伏古5条3丁目4番22号 | |
| 事業者 | | 事業所名 | 訪問看護ステーションあすか | |
| | | 管理者 | 鈴木 由佳 | 印 |
| 説明者 | | 氏名 | | 印 |

私はサービス内容説明及び重要事項説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

| | | | | |
|-----------|-----|----|--|---|
| | | 住所 | | |
| 利用者 | | 氏名 | | 印 |
| | | 住所 | | |
| 家族等 続柄 | () | 氏名 | | 印 |